

企業規模等によって使用する様式が変わります。

①～⑫のどの様式に該当するか、ご確認ください。

A.小規模事業主（従業員が概ね20人以下または個人事業主）

I	判定基礎期間（※1）に令和3年1月8日～令和3年4月30日までの期間を1日でも含んでいる小規模事業主 【緊急事態宣言等対応特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】	訓練有	訓練無
		①	②
II	判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降であり、以下の <u>いずれか</u> に該当する小規模事業主	訓練有	訓練無
	生産指標（※2）が直近3か月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少している【業況特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】	⑨	⑩
	緊急事態宣言の対象都道府県 もしくは まん延防止等重点措置の対象区域（※3）において知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力している【地域特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】	⑪	⑫
III	上記以外 <small>の</small> 小規模事業主 【日額上限15,000円、助成率最大10/10 ただし、判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降であれば、日額上限13,500円、助成率最大9/10】	訓練有	訓練無
		⑥	⑦

- ・ 教育訓練を実施した場合…「訓練有」、教育訓練を実施していない場合…「訓練無」
- ・ Aの事業主はBの様式もお使いいただくことも可能です。
A（小規模事業主）を選択の場合、実際に支払った休業手当等の額により助成額の算定を行います。
平均賃金による算定を希望の場合、B（中小企業事業主）を選択して下さい。
- ・ 業況特例又は地域特例に該当し、最低賃金を引き上げた小規模事業主として休業規模の要件緩和を利用する場合は⑭を利用ください。

B. 中小企業事業主（下表に該当し小規模事業主に該当しない企業）

I	判定基礎期間（※1）に令和3年1月8日～令和3年4月30日までの期間を1日でも含んでいる中小企業事業主【緊急事態宣言等対応特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】	③
II	判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降であり、以下の <u>いずれかに</u> 該当する中小企業事業主	
	生産指標（※2）が直近3か月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少している【業況特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】	④
緊急事態宣言の対象都道府県 もしくは まん延防止等重点措置の対象区域（※3）において知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力している【地域特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】	⑤	
III	上記以外の中小企業事業主 【日額上限15,000円、助成率最大10/10 ただし、判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降であれば、日額上限13,500円、助成率最大9/10】	⑧

中小企業事業主は教育訓練の有無によらず共通の様式を使用します。
 中小企業とは次に該当する企業をいいます。

小売業（飲食店を含む） サービス業 卸売業 その他の業種	資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下 資本金 1億円以下又は従業員100人以下 資本金 3億円以下又は従業員300人以下
---------------------------------------	--

- 業況特例又は地域特例に該当し、最低賃金を引き上げた中小企業事業主として休業規模の要件緩和を利用する場合は⑭を利用ください。

C.大企業事業主（A・B以外の事業主）

判定基礎期間（※1）に令和3年1月8日～令和3年11月30日までの期間を1日でも含んでおり、以下のいずれかに該当する大企業事業主

I

生産指標（※2）が直近3か月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少している【業況特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】

④

緊急事態宣言の対象都道府県 もしくは まん延防止等重点措置の対象区域において知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力しており、その対象期間における休業等について申請を行う（※3）【地域特例：日額上限15,000円、助成率最大10/10】

⑤

II

上記以外の大企業事業主

【日額上限15,000円、助成率最大3/4】

ただし、判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降であれば、日額上限13,500円、助成率最大3/4】

⑧

大企業事業主は教育訓練の有無によらず共通の様式を使用します。

※1 判定基礎期間：本助成金は、原則として休業の実績を1ヶ月単位の期間で判定して支給されます。この1ヶ月単位の期間を「判定基礎期間」といいます。「判定基礎期間」は原則として、毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日までの期間です。

※2 生産指標：生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量（受注残高）」や「操業量」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数（休業中の者を除く）」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。

※3 緊急事態宣言の対象都道府県 及び まん延防止等重点措置対象区域等については下記のページを参照
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)